

# ◆◇ 労務管理のエッセンス ◆◇ (10/3月号) (第60号)

赤井労務マネジメント事務所 社会保険労務士 赤井孝文 akai2@mx52.fiki.ne.jp  
下関市長府中之町5-4 電話245-5034 ホームページ <http://www.6064.jp>

## さくら開花予想サイトのご紹介

『ウェザーニュース』という会社をご存じでしょうか？気象庁とは違い完全な民間会社です。ここでは、有料で各種気象情報を配信しているそうです。今年から気象庁は桜の開花予想を行いませんので、このサイトが役立つそうです。登録サポーターの投稿レポートを元に桜の予想を行っているため、最新の開花情報を無料で確認することが出来ます！

さくら情報

検索

で1ページ目のトップに出てきます。(グーグル)

下関市内では、戦場ヶ原、日和山、功山寺が登録されています。今のところ満開期間は4/3~4/6だそうです。

## 労働者派遣法改正の原案骨子

民主党のマニフェストである労働者派遣法改正の主な原案骨子をご紹介します。実際の改正までに内容が修正されることをお含み下さい。

①	登録型派遣の原則禁止
②	製造業派遣は雇用契約の期間が長い常用型に限定
③	2ヶ月以下の日雇い派遣を原則禁止
④	派遣社員と派遣先社員の均等待遇の考慮規定を創設
⑤	派遣会社に派遣社員への派遣料金の明示を義務づけ
⑥	偽装請負などの違法派遣があった場合は、派遣先が直接雇用を申し込んだとみなす規定を創設
⑦	法律の名称・目的に『派遣労働者の保護』と明記

## 個人請負・業務委託、実際3割は『労働者』

上記、労働者派遣法が改正されるのに伴い、個人請負、業務委託に切り替わる事業所が増加するものと予想されます。下記は、『労働者である可能性を強める7項目』として厚生労働省が示しています。労働者派遣に対する規制が強化されようとしている今、請負に対する正しい知識と理解が必要とされています。

①	報酬を決める際に労働時間を重視する
②	働く場所は会社が指定する
③	毎日決まった時間に出社させる
④	仕事の進め方を決める裁量が限定される
⑤	契約外の業務を行わせることがある
⑥	業務委託で働く人に業務依頼を断られることがない
⑦	業務委託で働く人の判断で、一部を他者に再委託することなどの行為は認めない

このFAXがご不要でありましたら、誠に恐縮ではございますが、この紙面を折り返しFAXして頂くか、又はご一報頂ければと存じます。以後、ご送信を控えさせていただきますので、何卒ご容赦下さい。

FAX番号 245-7166  不要 貴社名 \_\_\_\_\_